

令和7年江南市議会9月定例会議案目録

令和7年9月3日

議案第78号	江南市教育委員会委員の任命について	P	3
議案第79号	江南市職員の旅費に関する条例の全部改正について	P	7
議案第80号	江南市下水道条例の一部改正について	P	25
議案第81号	江南市水道事業給水条例の一部改正について	P	28
議案第82号	損害賠償の額を定めることについて	P	31
議案第83号	損害賠償の額を定めることについて	P	32
議案第84号	損害賠償の額を定めることについて	P	33
議案第85号	江南市立図書館に係る指定管理者の指定について	P	34
議案第86号	令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）	P	61
議案第87号	令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P	99
議案第88号	令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P	109
議案第89号	令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）	P	119
議案第90号	令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について	P	130
議案第91号	令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	131
議案第92号	令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	P	132

議案第93号	令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	133
議案第94号	令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	P	134
議案第95号	令和6年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	P	135
議案第96号	令和6年度江南市下水道事業会計決算認定について	P	136
報告第13号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	137
報告第14号	令和6年度江南市一般会計継続費精算報告書について	P	141
報告第15号	令和6年度江南市水道事業会計継続費精算報告書について	P	143
報告第16号	令和6年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	145
報告第17号	令和6年度江南市健全化判断比率報告書について	P	159
報告第18号	令和6年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について	P	164
報告第19号	令和6年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について	P	169

令和7年議案第78号

江南市教育委員会委員の任命について

下記の者を江南市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 蟹江 由恵

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会委員 藤田佐知子氏が令和7年9月30日任期満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

蟹江由恵履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市教育委員会委員名簿

(令和7年9月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	藤田 佐知子		自令和 3年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	山田 茂美		自令和 4年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	岩田 正武		自令和 5年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	後藤 鎮全		自令和 6年10月 1日 至令和10年 9月30日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の

1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和7年議案第79号

江南市職員の旅費に関する条例の全部改正について

江南市職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出の確保を図るため、改正する必要があるからであります。

## 江南市職員等の旅費に関する条例（案）

江南市職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第6号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市が職員等に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに江南市職員定数条例（昭和29年条例第5号）第1条に規定する地方公務員をいう。
- （2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （4）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （5）赴任 新たに採用された職員（市長が定める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- （6）帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （7）家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- （8）遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の

死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないといまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行

命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次

項において同じ。)をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、収支命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道又は外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長等が旅行する場合であって、市長が特に必要と認めるものに限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計

額とする。

(1) 運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等が旅行する場合であって、市長が特に必要と認めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利

用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、次に掲げるもの

ア 通勤のための自家用自動車を使用する場合の車賃として規則で定める費用

イ 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料

ウ ア又はイに掲げるもののほか、移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の宿泊費の額を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合（複数の運送業者に見積を依頼し、その中から最も経済的なものを選択するときに限る。） 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者

に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額を転居費の額とする方法

- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職となった日にいた地から本市に至るまでの前職相当のものとする。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額については、国家公務員の外国旅行の例による。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号（第3号アを除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条第1項、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事由により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事由により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の江南市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江南市特別職に属する職員の給与に関する条例

第1条中「及び旅費」を削る。

第3条第2項中「江南市職員の給与に関する条例」の次に「（昭和30年条例第5号）」を加える。

第4条を次のように改める。

(支給方法)

第4条 この条例による特別職の職員の給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

第5条を削る。

(江南市消防団条例の一部改正)

4 江南市消防団条例（昭和30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 前項第2号に規定する旅費の額は、江南市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）の規定による市長等以外の職員（団長にあつては市長等）に支給する旅費相当額とし、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

(江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

5 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「江南市職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第6号）」を「江南市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に、「市長」を「市長等」に改める。

（江南市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 江南市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「市議会議員相当額」を「市長等の旅費相当額」に、

「

農業委員会農地利用最適化推進委員	月額 22,200円	〃
------------------	------------	---

」を

「

農業委員会農地利用最適化推進委員	月額 22,200円	市長等以外の旅費相当額
------------------	------------	-------------

」に

改める。

（江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部改正）

- 7 江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

（江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 8 江南市証人等の実費弁償に関する条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表により」を「江南市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）に規定する市長等の旅費相当額の」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を削る。

（江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「江南市職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第6号）」を「江南市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(参 考)

江南市職員等の旅費に関する条例（案）の新旧対照表

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（附則第3項関係）

新	旧
<p data-bbox="284 427 790 521"><u>江南市特別職に属する職員の給与に関する条例</u></p> <p data-bbox="220 544 311 580">（目的）</p> <p data-bbox="181 602 790 752">第1条 この条例は市長及び副市長（以下「特別職の職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="220 835 311 871">（手当）</p> <p data-bbox="181 893 438 929">第3条 （略）</p> <p data-bbox="181 952 790 1102">2 通勤手当の額については、江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）第11条の規定を準用する。</p> <p data-bbox="181 1124 454 1160">3及び4 （略）</p> <p data-bbox="220 1182 375 1218"><u>（支給方法）</u></p> <p data-bbox="181 1240 790 1391">第4条 <u>この条例による特別職の職員の給与の支給方法については、一般職の職員の例による。</u></p>	<p data-bbox="900 427 1406 521"><u>江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例</u></p> <p data-bbox="836 544 927 580">（目的）</p> <p data-bbox="798 602 1406 810">第1条 この条例は市長及び副市長（以下「特別職の職員」という。）の給与<u>及び旅費</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="836 835 927 871">（手当）</p> <p data-bbox="798 893 1054 929">第3条 （略）</p> <p data-bbox="798 952 1406 1102">2 通勤手当の額については、江南市職員の給与に関する条例第11条の規定を準用する。</p> <p data-bbox="798 1124 1070 1160">3及び4 （略）</p> <p data-bbox="836 1182 927 1218"><u>（旅費）</u></p> <p data-bbox="798 1240 1406 1449">第4条 <u>特別職の職員が公務により旅行したときは、江南市職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第6号）の規定による旅費を支給する。</u></p> <p data-bbox="836 1471 991 1507"><u>（支給方法）</u></p> <p data-bbox="798 1529 1406 1805">第5条 <u>この条例による給与及び旅費の支給方法等については、それぞれ「江南市職員の給与に関する条例」及び「江南市職員の旅費に関する条例」の規定を準用する。</u></p>

江南市消防団条例（附則第4項関係）

新	旧
(費用弁償)	(費用弁償)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 <u>前項第2号に規定する旅費の額は、江南市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)の規定による市長等以外の職員(団長にあっては市長等)に支給する旅費相当額とし、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。</u>	2 <u>前項第2号に規定する旅費については、江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第6号)及びこれに基づく規則の規定を準用する。この場合において、同条例別表中「市長及び副市長」とあるのは「団長」と、「職務の級が4級以上の職にある者」とあるのは「副団長、分団長及び副分団長」と、「その他の職にある者」とあるのは「部長、班長及び団員」と読み替えるものとする。</u>

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（附則第5項関係）

新	旧
(費用弁償)	(費用弁償)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>江南市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)の規定による市長等の旅費相当額とする。</u>	2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第6号)の規定による市長の旅費相当額とする。</u>
3 (略)	3 (略)

江南市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

新	旧
(報酬)	

新			旧		
第1条 特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表のとおりとする。 (費用弁償)					
第4条 (略)					
2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。					
3 (略)					
別表(第1条、第4条関係)			別表(第1条、第4条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 46,500円	市長等の旅費相当額	教育委員会委員	月額 46,500円	市議会議員相当額
識見を有する者の中から選任された監査委員の項～農業委員会委員の項 (略)			識見を有する者の中から選任された監査委員の項～農業委員会委員の項 (略)		
農業委員会農地利用最適化推進委員	月額 22,200円	市長等以外の旅費相当額	農業委員会農地利用最適化推進委員	月額 22,200円	//
投票管理者の項～上記以外の特別職の職員の項 (略)			投票管理者の項～上記以外の特別職の職員の項 (略)		

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例 (附則第7項関係)

新	旧
第3条 削除	(旅費) 第3条 教育長の旅費は、本市副市長の例により支給する。

江南市証人等の実費弁償に関する条例 (附則第8項関係)

新	旧
(実費弁償の適用範囲及びその額) 第2条 次に掲げる者(以下「証人等」とい	(実費弁償の適用範囲及びその額) 第2条 次に掲げる者(以下「証人等」とい

新	旧														
う。)に対し、 <u>江南市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)</u> に規定する <u>市長等の旅費相当額の実費弁償を支給する。</u>	う。)に対し、 <u>別表により実費弁償を支給する。</u>														
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)														
2 (略)	2 (略)														
(実費弁償の支給方法)	(実費弁償の支給方法)														
第3条 (略)	第3条 (略)														
	2 <u>前項の規定にかかわらず、証人等の居住地が本市内である場合には、日当のみを支給する。</u>														
2 <u>前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。</u>	3 <u>前2項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。</u>														
	<u>別表(第2条関係)</u>														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>日当</u></td> <td><u>江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第6号。以下「条例」という。)別表に規定する「市長及び副市長」の額</u></td> </tr> <tr> <td><u>宿泊料</u></td> <td><u>条例に規定する市長及び副市長に支給される額</u></td> </tr> <tr> <td><u>食卓料</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>車賃</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>鉄道賃</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>船賃</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>航空賃</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>日当</u>	<u>江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第6号。以下「条例」という。)別表に規定する「市長及び副市長」の額</u>	<u>宿泊料</u>	<u>条例に規定する市長及び副市長に支給される額</u>	<u>食卓料</u>		<u>車賃</u>		<u>鉄道賃</u>		<u>船賃</u>		<u>航空賃</u>	
<u>日当</u>	<u>江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第6号。以下「条例」という。)別表に規定する「市長及び副市長」の額</u>														
<u>宿泊料</u>	<u>条例に規定する市長及び副市長に支給される額</u>														
<u>食卓料</u>															
<u>車賃</u>															
<u>鉄道賃</u>															
<u>船賃</u>															
<u>航空賃</u>															

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第9項関係）

新	旧
(公務のための旅行に係る費用弁償)	(公務のための旅行に係る費用弁償)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>江南市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例</u>	2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>江南市職員の旅費に関する条例(昭和30年条例第</u>

新	旧
<u>第 号</u> )の例による。	<u>6号</u> )の例による。

令和7年議案第80号

江南市下水道条例の一部改正について

江南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事が円滑で適正に実施されるよう、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）

江南市下水道条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備等の指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 災害その他非常の場合において、</u> <u>市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(排水設備等の指定工事店の指定)</p> <p>第6条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

令和7年議案第81号

江南市水道事業給水条例の一部改正について

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、給水装置工事が円滑で適正に実施されるよう、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業給水条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p>

令和7年議案第82号

損害賠償の額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その額を下記の通り定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 事件の概要 地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い、戸籍情報システムで使用する機器が不要になることから、賃貸借契約を解約する必要があるため、当該契約の相手方に対し、解約に係る損害を賠償するもの。
- 2 契約の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社 J E C C  
営業統括本部長 石崎 洋
- 3 損害賠償額 解約金 金 5,439,005円

提案理由

この案を提出するのは、戸籍情報システム機器一式の賃貸借契約の解約に伴う損害賠償の額を定めるため、必要があるからであります。

令和7年議案第83号

損害賠償の額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その額を下記の通り定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 事件の概要 地方公共団体情報システムの標準化によるシステム変更に伴い、課税資料ファイリングシステムで使用している機器が使用できなくなることから、賃貸借契約を解約する必要があるため、当該契約の相手方に対し、解約に係る損害を賠償するもの。
- 2 契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目17番1号  
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店  
中部支店長 菱木 裕一郎
- 3 損害賠償額 解約金 金 1,805,760円

提案理由

この案を提出するのは、課税資料ファイリングシステム機器一式の賃貸借契約の解約に伴う損害賠償の額を定めるため、必要があるからであります。

令和7年議案第84号

損害賠償の額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その額を下記の通り定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 事件の概要 地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い、生活保護システムで使用する機器が不要になることから、賃貸借契約を解約する必要があるため、当該契約の相手方に対し、解約に係る損害を賠償するもの。
- 2 契約の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社 J E C C  
営業統括本部長 石崎 洋
- 3 損害賠償額 解約金 金 1,615,680円

提案理由

この案を提出するのは、生活保護システムサーバー機器一式の賃貸借契約の解約に伴う損害賠償の額を定めるため、必要があるからであります。

令和7年議案第85号

江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市立図書館
指定管理者	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市立図書館に係る指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

## 江南市立図書館の管理に関する協定書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者株式会社図書館流通センター（以下「指定管理者」という。）は、江南市立図書館（以下「図書館」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育委員会と指定管理者が相互に協力し、図書館を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理業務の実施方法）

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、江南市立図書館指定管理者指定申請書提出要項及び江南市立図書館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、図書館の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理業務を実施するものとする。

（開館時間又は休館日の変更等）

第3条 指定管理者は、江南市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する図書館の開館時間又は規則第3条第1項に規定する休館日について、変更しようとするときは、変更しようとする日の3か月前までに教育委員会の承認を受けるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により、開館時間又は休館日を変更する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

（財産の管理）

第4条 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を目的以外に使用してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

3 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

（指定期間等）

第5条 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第6条 管理業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第28号）第3条に掲げる業務に関すること。

(2) 図書館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業

務

2 業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の再委託)

第7条 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により教育委員会の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に行わせることができる。

(緊急時の対応)

第8条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、重大な機器の故障その他事故等が発生したときには、適切な措置を講ずるとともに、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 指定管理者は、本施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認めるときは、直ちに教育委員会に報告して指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に関し、本施設の利用者その他の者から妨害又は不当要求を受けた場合は、教育委員会に対して報告するとともに、警察に対して届け出なければならない。

3 指定管理者は、前2項に定めるもののほか、本施設の利用が暴力団の利益になることがないように、関係条例及び法令等に従って適正に事務を処理しなければならない。

(災害時の対応)

第10条 地震等の災害により、市民等への救援対策が必要となった場合は、図書館の使用については教育委員会の指示に従わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

5 指定管理者は、前各項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

(事業計画書)

第12条 指定管理者は、毎年度教育委員会が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の実施に係る事業計画書を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を教育委員会に提出し

なければならない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものについては毎年度終了後30日以内に、第4号に掲げるものについては毎年度末日に、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 修繕費執行状況内訳書及び清算報告書
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎四半期終了後20日以内に、第1項第1号から第5号までに掲げる事項（清算報告書を除く）を記載した四半期総括書を教育委員会に提出し、検査を受けなければならない。

3 指定管理者は、毎月終了後15日以内に、第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに利用者からの苦情、意見、要望等の内容、それらへの対応を記載した業務月報を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

（管理業務の調査等）

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

（業務職員等）

第15条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり館長及び業務職員を定め、書面により速やかに教育委員会に通知しなければならない。また、館長及び業務職員を変更した場合も同様とする。

（指定管理料の支払）

第16条 教育委員会は、第5条第1項に規定する期間の指定管理料として、金725,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理者に支払うものとする。ただし、修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を控除して支払うものとする。

2 前項の指定管理料の各年度における支払額の内訳は、別紙1の支払額内訳表に掲げる額とする。ただし、別紙2の各年度の修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を第4四半期の支払いから控除して支払うものとする。

3 指定管理者は、別紙1の支払額内訳表に掲げる四半期ごとに、第13条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払いに係る請求書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

（損害賠償）

第17条 指定管理者は、故意又は過失により、財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を教育委員会に賠償しなければならない。

（第三者への賠償）

第18条 管理業務の実施において、明らかに指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、この場合に教育委員会が第三者に賠償したときは、教育委員会は、指定管理者に

対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力による費用負担)

第19条 不可抗力により管理業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、教育委員会と指定管理者の協議の上決定する。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者がこの協定の条項に違反したとき。

(2) 第14条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者が江南市の行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書の2に規定する排除措置の対象となる法人等に該当するときは、その指定を取り消すものとする。

3 前2項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。なお、教育委員会に損害が生じた場合は、指定管理者は、その賠償の責めを負うものとする。

4 指定管理者は、第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、教育委員会の指定する期日までに、教育委員会が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了する場合は、教育委員会の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により指定を取り消された場合においてもこれを準用する。ただし、教育委員会と指定管理者が合意した場合は、この限りではない。

(協力)

第22条 指定管理者は、図書館で行われる江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業に協力するものとする。

2 教育委員会は、指定管理者が図書館で実施する事業等に対し、必要があると認めるものについては協力するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第23条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に教育委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。

(管轄裁判所)

第24条 この協定に関する訴訟は、教育委員会の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

第25条 本管理業務に関し、特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、教育委員会と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。また、修繕費の精算により指定管理料の額に変更が生じた場合は、第13条第2項の四半期総括書の提出後、協定を変更するものとする。

(疑義についての協議)

第26条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、教育委員会、指定管理者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

江 南 市 教 育 委 員 会

指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷一 文子

【別紙 1】

江南市立図書館指定管理料支払額内訳表

令和8年度～令和12年度 指定管理料総額 725,900,000円

令和8年度指定管理料 136,851,000円	1/4半期	34,212,750円
	2/4半期	34,212,750円
	3/4半期	34,212,750円
	4/4半期	34,212,750円
令和9年度指定管理料 140,766,000円	1/4半期	35,191,500円
	2/4半期	35,191,500円
	3/4半期	35,191,500円
	4/4半期	35,191,500円
令和10年度指定管理料 145,081,000円	1/4半期	36,270,250円
	2/4半期	36,270,250円
	3/4半期	36,270,250円
	4/4半期	36,270,250円
令和11年度指定管理料 149,321,000円	1/4半期	37,330,250円
	2/4半期	37,330,250円
	3/4半期	37,330,250円
	4/4半期	37,330,250円
令和12年度指定管理料 153,881,000円	1/4半期	38,470,250円
	2/4半期	38,470,250円
	3/4半期	38,470,250円
	4/4半期	38,470,250円

【別紙 2】

江南市立図書館指定管理料のうち修繕費内訳表

年度	指定管理料のうち修繕費
令和8年度	110,000円
令和9年度	110,000円
令和10年度	110,000円
令和11年度	110,000円
令和12年度	110,000円

(参 考)

## 江南市立図書館指定管理者業務仕様書（案）

江南市立図書館（以下「図書館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

### 1. 趣旨

本仕様書は、図書館の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等について定めることを目的とする。

### 2. 図書館の管理運営に関する基本的な考え方

図書館を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 市民の生涯学習を支援する施設であることを考慮し、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 江南市図書館基本計画の基本理念に基づき業務を行うこと。

また、第3次江南市生涯学習基本計画の読書活動、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、市民の読書活動を推進し、特に子どもの読書活動を推進する面から学校図書館等との連携・支援を図ること。

- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (5) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (6) 個人情報保護に努めること。

### 3. 施設の概要

#### (1) 図書館（本館）

ア 所在地 江南市北山町西300番地

イ 施設概要 鉄骨造 地上4階建

（図書館機能は1階の一部、3階、4階に位置する。）

延床面積

階	図書館専有面積	(参考)全体
1階	60.07 m <sup>2</sup>	1,805.20 m <sup>2</sup>
2階	8.24 m <sup>2</sup>	1,871.99 m <sup>2</sup>
3階	1,708.67 m <sup>2</sup>	1,937.74 m <sup>2</sup>

4階	1,707.74 m <sup>2</sup>	1,785.56 m <sup>2</sup>
屋上	— m <sup>2</sup>	96.43 m <sup>2</sup>
計	3,484.72 m <sup>2</sup>	7,496.92 m <sup>2</sup>

ウ 竣工年月日 令和5年1月16日

エ 年間来館者数等

項目	令和5年度	令和6年度
年間来館者数	444,339人	416,053人
年間貸出者数	146,703人	152,655人
年間貸出冊数	589,420冊	611,089冊

オ 蔵書冊数 191,153冊（令和6年度末）

カ 利用カード登録者数 67,947人（令和6年度末）

キ 施設内容

1階 ブックポスト、返却スペース

2階 エレベーター部分

3階 一般図書エリア、児童図書エリア、おはなし広場、えほんコーナー、予約本コーナー、新聞・雑誌コーナー、イベントホール、返却ポスト、サービスカウンター

4階 一般図書エリア、ティーンズコーナー、インターネット・AVブース、学習室、グループ学習室、イベントホール、レファレンスカウンター、サポーター室、コワーキングブース、参考資料郷土資料コーナー、対面朗読室

ク 収蔵可能冊数

階	場所	冊数
3階	一般図書エリア	約3万8千冊
	児童図書エリア	約4万7千冊
	雑誌コーナー	180タイトル
	閉架書庫	約10万冊
4階	一般図書エリア	約7万5千冊
	視聴覚資料	6,720タイトル

(2) 分室（古北にじいろ会館 2階 図書・学習室）

ア 所在地 江南市和田町宮 144 番地

イ 施設概要 鉄骨造 地上 2階建（分室は 2階の図書・学習室に位置する。）

延床面積 60.3 m<sup>2</sup>（図書・学習室）

ウ 竣工年月日 令和 4年 2月 25日

エ 年間貸出者数等

項目	令和 5年度	令和 6年度
年間貸出者数	1,128 人	810 人
年間貸出冊数	3,776 冊	3,346 冊

オ 蔵書冊数 2,816 冊（令和 6年度末）

カ 収蔵可能冊数 4,000 冊

#### 4. 開館時間

図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 本館 午前 9時から午後 8時まで

(2) 分室 午前 9時から午後 5時まで

#### 5. 休館日

図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 本館

ア 1月 1日から同月 4日まで及び 12月 29日から同月 31日まで

イ 館内整理日（毎月 2回（隔週木曜日）。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

ウ 特別整理期間（年間約 10 日間）

(2) 分室

ア 1月 1日から同月 4日まで及び 12月 29日から同月 31日まで

イ 特別整理期間（年間約 2 日間）

#### 6. 指定期間

令和 8年 4月 1日から令和 13年 3月 31日までとする。

## 7. 法令等の遵守

図書館の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）
- (3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）
- (6) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）
- (7) 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 50 年条例第 28 号）
- (8) 江南市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 1 号）
- (9) 江南市情報公開条例（平成 15 年条例第 2 号）
- (10) 江南市情報公開条例施行規則（平成 15 年規則第 3 号）
- (11) 江南市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）
- (12) 労働関連法令
- (13) その他関係法令

## 8. 運營業務

- (1) 人員の配置等に関すること。

図書館の管理運営に支障がないよう、以下の職員を配置すること。なお、配置する人員の勤務形態は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等を遵守すること。

ア 常勤の責任者 1 名を常時配置すること。

(ア) 館長・副館長は、図書館勤務経験と施設の管理運営に必要な知識・経験を有する者であること。なお、館長不在時は、副館長がその業務を代行する。

(イ) 責任者は、施設の管理運営に必要な知識・経験を有する者であること。

イ カウンターに窓口責任者を置くこと。なお、その責任者は、常勤で司書資格を有し、図書館勤務を経験していること。

ウ 図書館の利用に関する受付業務（問合せ、利用者用パソコンの利用受付等）に必要な人員を配置すること。

- エ 従事者のおおむね60%が司書資格保有者であること。また、その他ICTや郷土資料等に専門性のある職員を確保すること。
  - オ 事業運営を円滑に図るため、安定的な人員体制を継続すること。なお、従業員が変更になる場合は、事前に教育委員会と協議すること。
  - カ 職員に対して、図書館の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (2) 図書館の管理運営に関すること。

ア 館長業務

- (ア) 図書館の統括をすること。
- (イ) 以下の関係機関との連絡・調整をすること。
  - a 江南市
  - b 江南市教育委員会
  - c 江南市立小中学校等の教育機関
  - d 愛知県立図書館
  - e 東海地区図書館協議会
  - f その他関係機関

イ 庶務業務

以下の業務を行うこと。

- (ア) 勤務体制の作成・確認
- (イ) 行事予定表作成、各資料の作成・発行、広報媒体（広報こうなん、図書館ホームページ、図書館だより等）の作成
- (ウ) 各種委託業務の契約・締結・監督・指導
- (エ) 利用者からの苦情受付・処理
- (オ) 利用者の意見等の反映
  - アンケート等により施設利用者等の意見等を把握し、その後の管理業務への反映に努めること。
- (カ) 各種照会文書等の回答
- (キ) リサイクル本の整理、展示及びリサイクルフェアへ提供する図書の整理
- (ク) ボランティア団体との連絡・調整
- (ケ) 貸与備品・消耗品の管理
- (コ) 公共料金等の経理
- (サ) 開錠・開館準備、施錠・閉館準備
- (シ) 図書館システムの運用・管理

- (ス) 郵便物収受・管理
- (セ) Web 予約、OPAC 予約の処理
- (ソ) 遺失物管理
- (タ) 館内外の環境整備、館内外の巡回
- (チ) チラシ・ポスターの掲示
- (ツ) 図書館メールの収受・整理
- (テ) 複写サービス・利用者用パソコンの管理

実費徴収する場合は、複写及びプリントアウトの料金は、モノクロ 1 枚 10 円、カラー 1 枚 50 円とすること。

- (ト) 配本業務、配本所との連絡・調整
- (ナ) 多文化サービス

館内に、多言語による案内表示をすること。

- (ニ) その他図書館業務の庶務に関すること。

#### ウ 窓口サービス業務

利用者登録、個人・団体貸出、返却、リクエスト受付、レファレンス、排架・書架整理、ブックポストの整理、館内利用等の業務を行うこと。

- (ア) レファレンスについて、利用者の要望に応じて行うこと。なお、図書館で対応できないものについては、愛知県図書館等へ問い合わせ、対応すること。
- (イ) 個人の貸出冊数は 10 冊以内、団体の貸出冊数は 200 冊以内とすること。
- (ウ) 年末年始の休館日は、ブックポストが設置されている施設を定期的に巡回し、回収すること。

#### エ 蔵書管理

購入資料及び寄贈資料（リサイクル本等）の選書・受入・整理、除籍、図書発注の適正執行、相互貸借、利用統計、図書修繕・装備、特別整理（年 1 回点検）等の業務を行うこと。

- (ア) 江南市が購入する図書等（CD・DVD、学校向け団体貸出用資料を含む。）については、「江南市立図書館図書収集要領」及び「江南市立図書館図書収集基準」に基づき、指定管理者が選書すること。選書した図書等については、教育委員会及び図書館運営委員会に報告し、意見を求めるものとする。ただし、選択の余地のない新聞、官報、法規追録等の購入については指定管理者で行うこと。なお、寄贈図書（排架する図書）についての事務手続きは、教育委員会で行う。
- (イ) 除籍については、「江南市立図書館図書館資料除籍要領」に基づき、指定管理

者が選定し、教育委員会に報告すること。

(ウ) リクエスト本 (CD・DVD・紙芝居・雑誌・漫画を除く。) については、指定管理者で選書すること。なお、事務手続きについては(ア)に準ずること。

(エ) 図書等 (CD・DVDを含む。) は郷土資料を除き、目録データを(株)図書館流通センターが提供する TRCMARC (Tタイプ) を使用して作成すること。なお、TRCMARC 以外の MARC を使用する場合は、教育委員会の承認を得た上で、指定管理者が MARC の変換及び指定管理業務終了時における原状回復に関する全ての費用を負担するとともに、目録データ登録に支障を及ぼさないよう図書館情報システム業者と調整を図り、指定管理者の責任で行うこと。

(オ) 紛失図書等については、その事実が判明した時点でその図書等の題名、値段を教育委員会に報告すること。なお、その紛失、盗難防止について、最善の方策を講じること。

(カ) 未返却の資料については、電話による督促、郵便による督促を行い、極力返却させるような措置を講じること。

(キ) 分室 (古北にじいろ会館 2階 図書・学習室) の蔵書管理

分室への排架・蔵書入替を行うこと。なお、分室についても、図書館システムにより館外貸出することとして蔵書管理を行うこと。

(ク) 他の図書館との相互貸借及び連携

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、福井県、石川県内の公立図書館とは、愛知県立図書館を通じて行うこと。

※尾張北部広域行政圏 (春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町) 内の図書館の相互利用に関する協定

(ケ) 特別整理期間中に、館内全て (分室を含む。) の蔵書点検を行うこと。

オ 学習室の休館日利用

学習室は、館内整理日及び特別整理期間の休館日にも利用できるように、座席管理システムによる運用をすること。

カ その他の業務

職場体験学習・研修・施設見学受入を行うこと。

(3) 読書奨励事業等に関すること。

ア 教育委員会で進める「江南市生涯学習基本計画」に示す目標達成のため、子ども・市民の読書活動を推進する事業等を積極的に行い、それぞれ事業を進めている江南市の関係部署との連携を図ること。

イ その他読書の奨励、啓発、普及に関する講座や図書館事業の企画、周知、運営、実施に関すること。

(4) 図書館施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 図書館の適正な運営のため、購入図書MARC等の保守管理を行うこと。（各業務の詳細は、別紙仕様書による。）なお、図書館の施設維持管理は、布袋駅東複合公共施設維持管理業務受託者（以下「維持管理業務受託者」という。）が実施する。

イ 図書館内の秩序・清潔を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。ただし、以下については維持管理業務受託者が実施する。（別紙参照 施設管理規約（布袋駅東複合公共施設）令和5年3月 抜粋）

(1) 建物、付帯設備等の保守、点検

(2) 建物、付帯設備のクリーニング及びゴミ（粗大ごみを除く）運搬・処理・管理、トイレ掃除、害虫駆除を含む日常清掃と定期清掃等

(3) 機械警備及び定期的な巡回・パトロール等（専有部分を除く）

ウ 図書館内の什器備品の管理及び修繕

エ 事務用消耗品（事務用品、応急処置用医薬品等）の管理

オ 燃料費、光熱水費を支払うこと。

カ 通信運搬費（電話料、インターネット回線料、郵便料等）を支払うこと。

キ ホームページを指定管理者が開設し、図書館に関する情報の提供を行うこと。

ク 図書館の管理運営に必要な印刷物（図書館利用案内等）を作成し、必要に応じて配布すること。

ケ 入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう、賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。なお、建物損害保険（火災、落雷）については維持管理業務受託者及び江南市が加入するが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入すること。

コ 配本業務に使用する自動車を備えること。

サ 布袋駅東複合公共施設の運営に関する協議会に参加し、関係者と連絡・調整を行うこと。

シ 自動販売機は、市で設置し、指定管理者が管理すること。

ス その他施設管理に必要な業務を行うこと。

(5) 事業に関すること。

以下の業務を行うこと。

ア 子育て支援ブックスタート事業

江南市保健センターの4か月児健康診査時に行うこと。なお、この事業に必要な資料を作成すること。

イ 読み聞かせ会・ストーリーテリング・おはなし会の開催

(ア) 読み聞かせ会については、毎月定期的に行うこと。

(イ) ストーリーテリング・おはなし会については、ボランティア組織が指定する日に行うこと。

(ウ) 図書館職員・ボランティアが連携し、紙芝居、絵本等の読み聞かせ会を開催し、読書習慣の形成と図書館の利用促進を図ること。

ウ 図書館行事の企画・開催

図書館の利用を促進するための行事を企画・開催すること。

エ 障害者等サービス・ボランティア活動支援事業

(ア) 視覚障害者に対して、録音図書・点字図書の作成及び貸出を行うこと。また、音訳ボランティア、点訳ボランティアとの連携を図ること。

(イ) 江南市内在住で、身体障害者手帳2級以上の利用者及び高齢者で1人での来館が困難な利用者に対し、宅配サービスを行うこと。

(ウ) 音訳、点訳、朗読に関するボランティア養成講座を開催すること。

(エ) 各種ボランティアの活動に対し、定期的に協議の場を設ける等、活動支援をすること。

オ 図書館ボランティアの受入

図書の整理等に対する市民ボランティアの受入を図ること。

カ 児童サービス

児童サービスとして、地域のボランティア団体と連携し、読書環境の充実を図ること。

キ Eメール・ファックス等を利用したレファレンスサービスを実施すること。

ク ビジネス支援等について

館内に支援コーナー等の専用コーナーを設置し、就職、起業等の情報を提供すること。

ケ ボードゲームコーナーについて

館内にボードゲームコーナーを設置し、管理や館内貸出業務等を行うこと。

コ 生涯学習拠点としての情報発信

読書会、展示会等を開催すること。

サ 民間企業等との連携

雑誌スポンサーの推進を図ること。

シ ICT（IC タグ含む）に関する業務

(ア) IC タグの管理運営を行うこと。視聴覚資料、雑誌、寄贈資料等については、指定管理者が IC タグの調達と貼付を行うこと。

(イ) デジタルサイネージの情報管理業務

図書館用デジタルサイネージのデジタル情報の企画・構成、更新を含む管理を行うこと。

(ウ) 電子新聞の管理運営を行うこと。

(エ) 情報データベースの管理運営を行うこと

ス 市全域で誰もが読書できる環境の整備

(ア) 電子図書館（学校連携利用の実施を含む。）の管理運営を行うこと。なお、電子図書コンテンツ費は指定管理料に含むものとする。

(イ) その他市全域で誰もが読書できる環境の整備（移動図書館を含む）を推進すること。

セ その他

指定管理者指定申請時に提案された事業を実施すること。

(6) 事業報告及び事業評価に関すること。

ア 指定管理者は、毎月終了後 15 日以内に前月の図書館の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務月報を作成し、教育委員会へ提出すること。

イ 指定管理者は、毎月終了後 15 日以内に前月の利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策について、教育委員会に提出すること。

ウ 修繕等を実施した場合は、業務完了書を作成し、教育委員会に提出すること。

エ 指定管理者は、毎四半期終了後 20 日以内に前四半期の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、教育委員会に提出すること。

オ 指定管理者は、図書館の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を教育委員会に提出すること。

カ 教育委員会は、毎年度、四半期ごとに 1 回以上、実地調査を行う。なお、必要と認められた時は、随時、実地調査を行う。

キ 指定開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や教育委員会の実施する調査によりモニタリングを行う。また、毎年度終

了後、事業報告書の内容、実地調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。

ク 事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、本仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

#### (7) その他

##### ア 危機管理

自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

##### イ 個人情報保護

個人情報保護について、職員に周知徹底を図ること。

##### ウ 文書の管理・保存

指定管理者が業務に際し作成・受領した文書等は、江南市文書取扱規程（昭和37年訓令第5号）に基づき、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時には、教育委員会の指示にしたがって引き渡すこと。

##### エ 環境への配慮について

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

(イ) 電気・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

(ウ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務にかかわるものに対する教育及び学習の推進に努めること。

(エ) 廃棄物の処理は、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第29号）に基づき、事業系一般廃棄物として処理すること。

##### オ その他

図書館の管理上、教育委員会が必要であると認める業務を行うこと。

## 9. 経費等について

### (1) 予算の執行

人件費、管理費及び事業費は、指定管理者の予算に基づき執行すること。

なお、市調達の什器備品について、1件 300,000 円（消費税及び地方消費税を含

む。)以下を対象とした修繕は、指定管理者の予算に基づき執行し、1件300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える修繕は、教育委員会と協議のうえ、教育委員会が行うものとする。ただし、修繕費については協定書の修繕費内訳表に掲げる額を実績が下回った場合は差額を精算すること。この場合、指定管理料の額も変更しなければならないため、教育委員会と協議のうえ、協定の変更を行うこと。また、その修繕費に不足額が生じた場合は、指定管理料の補填は行わないものとし、修繕費と修繕費以外の費用における相互の流用は認められないものとする。

電気使用料については、布袋駅東複合公共施設を1つの契約単位として江南市が電力会社と契約を締結し、江南市が一括して施設全体分の支払いを行う。そのため、指定管理者はあらかじめ図書館分の電気使用料の見込み額を、四半期ごとに市指定の口座に預けること。

#### (2) 事業報告

会計年度終了後、1か月以内に会計報告及び事業報告を行うこと。ただし、修繕費の執行状況(精算がある場合はその旨)については会計年度末日に教育委員会に報告すること。

#### (3) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

#### (4) 実地調査について

江南市及び教育委員会は、必要に応じて指定管理者の労務管理、施設、物品、各種帳簿等の調査を行う。

### 10. 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、図書館の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により江南市、江南市教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

### 11. 物品の管理等

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として物品を取得することとなる場合、その物品は、江南市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、貸与された備品以外に自己の費用で備品を購入した場合は、指定の取消し又は指定期間満了にあたり、自己の費用で撤去しなければならない。ただし、教育委員会と指定管理者が協議の結果合意した場合は、次期指定管理者等に引

き継ぐものとする。

- (3) 指定管理者は、図書館の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入し、管理すること。
- (4) 指定管理者は、江南市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち取得価格が1万円を超える備品については、貸与備品整理簿を備えること。
- (5) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に教育委員会の照会を受けなければならない。なお、破損、不具合等が発生したときは速やかに教育委員会に報告を行うこと。
- (6) 江南市で借り上げ、指定管理者に貸与する下記のシステム及び機器を管理すること。

項目	構成	数量等
システム	図書館システム	1式
	座席管理システム	1式
	電子図書館システム	1式
機器等	ICゲート	図書館各出入口
	PC端末	業務用18台程度 利用者用5台
	プリンタ	業務用5台
	自動貸出機	5台
	自動返却機	各返却口
	蔵書検索予約端末	館内5台、 古知野北公民館1台
	学習室予約端末	2台
	予約照会端末	1台

## 12. 貸与備品

貸与備品は、別途提示する。

### 13. 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公正公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行うこと。
- (3) 個人情報の適正な管理のために、以下の必要な措置をとること。
  - ア 管理規程の整備、職員の意識啓発等、管理的な保護措置
  - イ 電子計算処理によるアクセス制限、データの暗号化等、技術的な保護措置
  - ウ 保管施設の整備等、物理的な保護措置
- (4) 管理業務を実施するに当たり、知り得た秘密を漏らし、又はその管理業務外で使用してはならない。
- (5) 江南市及び国、地方公共団体並びに公共的団体の事業への協力をすること。
- (6) その他本仕様書に記載のない事項については、教育委員会と協議を行うこと。

### 14. その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者等が円滑かつ支障なく図書館の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は、指定を取り消し、又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部を停止することができるものとする。この場合において、江南市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、図書館の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、図書館の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措

## 置

教育委員会と指定管理者は、誠意をもって協議するものとする。

(4) 図書館の設置目的に沿った管理運営を行うため、教育委員会が設置する図書館運営委員会に参加・協力すること。

(5) 災害時等の対応

地震等の災害時には、利用者の避難誘導等を適切に行い安全確保に努めること。

(参 考)

## 図書館業務等仕様書（案）

No. 1

### 江南市立図書館配本等業務仕様書

#### 1 業務日

原則、毎週月・水・金曜日。

ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）及び施設閉庁日は除く。

#### 2 業務時間

午前9時から正午の間に終了させること。

#### 3 業務内容

(1) 各拠点あての配本箱を用意された車に積み込み、次の拠点を回る。

市役所、ウイステリアプラザ※、古知野西公民館、宮田支所、草井支所、古北にじいろ会館、古知野東公民館、布袋南部地区学習等供用施設を巡回する。

※ウイステリアプラザは、令和8年7月供用開始予定。

(2) 各支所では、配本箱の回収とブックポストの図書等の回収を行う。返却された図書等及び書類を回収すること。ケースに入った図書等は、配本日を確認し1週間を経過したものだけを回収する。

(3) 図書館へ帰ったら、回収した図書等を所定の場所（ブックトラック）へ戻す。

#### 4 その他

その他定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

## 購入図書マーク作成仕様書

### 1. 業務内容

インターネットでの提供により、TRC MARC可変長Tタイプで図書のデータ発注・装備付き購入を伴う抽出を行い、新規購入図書マーク（江南市独自の図書マーク）を作成する。

### 2. 抽出

- ① データは、TRC MARC可変長Tタイプを使用し、ローカルデータとして、江南市立図書館独自の登録番号・請求番号・価格を付加する。
- ② データの授受及び納品は、インターネットのTOOL iを利用するものとする。

## 購入図書マーク保守仕様書

### 1. 業務内容

インターネットにより、TRC MARC保守等（図書のみ）の提供をする。

- ① 毎週更新されたマークデータのメンテ情報を週単位で提供する。
- ② 過去に提供されたマークデータを最新の情報で再度提供する。

### 2. 保守内容

- ① 提供されているMARCのデータバージョンアップ
- ② インターネットによるメンテナンスデータの提供

※メンテナンスデータはTOOL iシステムを利用して、江南市立図書館で受信するものとする。

## ICタグ関係仕様書

### 1. ICタグ仕様

ICチップが実装されたRFIDラベルで、リーダライタ装置と非接触でデータの読み書きができるもので、図書館に導入されているシステムにおいて、稼働実績のあるHF帯ICタグであること。

ISO15693規格準拠の複数メーカーのリーダライタ、不正持出防止システム、利用者用自動貸出機、貸出・返却カウンター用据え置き型リーダライタ、蔵書点検用ハンディ等の機器にて全て動作可能であること。

### 2. 寄贈資料等へのICタグ貼付

図書館では、資料の貸出や返却など利用者の利便性の向上と業務の効率化を目指した非接触ICタグによる蔵書管理を行っている。上記仕様のICタグが貼付されていない寄贈資料等を受け入れた際は、本仕様書により資料にICタグ整備を行うものとする。

#### ① 調達物品および構成内容

ICタグ（図書資料用タイプ）

#### ② 履行場所及びICタグ納入場所

江南市立図書館（江南市北山町西300番地）

#### ③ データの取り扱いについて

エンコード処理後のデータは、整理の上、記憶媒体で教育委員会に提出すること。

令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,993,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 13,859,322	千円 115,537	千円 13,974,859
	1 市 民 税	6,787,945	115,537	6,903,482
10 地 方 特 例 交 付 金		98,000	15,639	113,639
	1 地 方 特 例 交 付 金	98,000	15,639	113,639
11 地 方 交 付 税		4,664,000	△127,763	4,536,237
	1 地 方 交 付 税	4,664,000	△127,763	4,536,237
15 国 庫 支 出 金		5,734,980	15,940	5,750,920
	3 委 託 金	27,245	400	27,645
	4 国 庫 交 付 金	921,698	15,540	937,238
16 県 支 出 金		2,786,950	5,987	2,792,937
	1 県 負 担 金	1,730,187	3,798	1,733,985
	2 県 補 助 金	775,894	2,189	778,083
19 繰 入 金		2,846,079	△100,489	2,745,590
	1 基 金 繰 入 金	2,845,074	△100,489	2,744,585
20 繰 越 金		350,000	1,160,772	1,510,772
	1 繰 越 金	350,000	1,160,772	1,510,772
21 諸 収 入		1,644,287	43,833	1,688,120
	5 雑 入	1,394,582	43,833	1,438,415
22 市 債		2,994,300	38,300	3,032,600
	1 市 債	2,994,300	38,300	3,032,600
歳 入 合 計		38,826,209	1,167,756	39,993,965

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,990,273	千円 788,374	千円 4,778,647
	1 総 務 管 理 費	3,035,866	777,185	3,813,051
	2 徴 税 費	580,782	1,806	582,588
	3 戸籍住民基本台帳費	254,023	9,383	263,406
3 民 生 費		18,906,964	141,454	19,048,418
	1 社 会 福 祉 費	9,532,020	61,049	9,593,069
	2 児 童 福 祉 費	7,878,212	62,919	7,941,131
	3 生 活 保 護 費	1,483,041	17,486	1,500,527
4 衛 生 費		3,137,094	44,360	3,181,454
	1 保 健 衛 生 費	960,663	44,360	1,005,023
7 商 工 費		812,170	19,000	831,170
	1 商 工 費	812,170	19,000	831,170
8 土 木 費		2,429,018	100,000	2,529,018
	2 道 路 橋 り ょ う 費	563,004	100,000	663,004
9 消 防 費		1,331,790	△3,597	1,328,193
	1 消 防 費	1,331,790	△3,597	1,328,193
10 教 育 費		5,091,819	78,165	5,169,984
	1 教 育 総 務 費	494,188	23,507	517,695
	2 小 学 校 費	1,370,658	42,581	1,413,239
	4 社 会 教 育 費	526,987		526,987
	5 保 健 体 育 費	1,936,874	12,077	1,948,951
歳 出 合 計		38,826,209	1,167,756	39,993,965

## 第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会 福祉費	介護保険等 事業計画 策定事業	6,750	令和7年度	2,840	3,740	令和7年度	2,365
				令和8年度	3,910		令和8年度	1,375
		障害福祉計画 策定事業	3,993	令和7年度	2,134	1,952	令和7年度	1,296
				令和8年度	1,859		令和8年度	656
		障害者計画 策定事業	2,464	令和7年度	264	1,041	令和7年度	264
				令和8年度	2,200		令和8年度	777
	3 生活 保護費	生活保護システム 改修事業	20,504	令和6年度	9,900	21,230	令和6年度	9,900
令和7年度				10,604	令和7年度		10,604	
令和8年度					令和8年度		726	

## 第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
図書館指定管理料	令和7年度～令和12年度	725,900

## 第 4 表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
保 育 施 設 整 備 事 業	38,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて 30 年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市 債 計	3,032,600			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 13,859,322	千円 115,537	千円 13,974,859
10 地方特例交付金	98,000	15,639	113,639
11 地方交付税	4,664,000	△127,763	4,536,237
15 国庫支出金	5,734,980	15,940	5,750,920
16 県支出金	2,786,950	5,987	2,792,937
19 繰入金	2,846,079	△100,489	2,745,590
20 繰越金	350,000	1,160,772	1,510,772
21 諸収入	1,644,287	43,833	1,688,120
22 市債	2,994,300	38,300	3,032,600
歳入合計	38,826,209	1,167,756	39,993,965

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,990,273	千円 788,374	千円 4,778,647
3 民生費	18,906,964	141,454	19,048,418
4 衛生費	3,137,094	44,360	3,181,454
7 商工費	812,170	19,000	831,170
8 土木費	2,429,018	100,000	2,529,018
9 消防費	1,331,790	△3,597	1,328,193
10 教育費	5,091,819	78,165	5,169,984
歳出合計	38,826,209	1,167,756	39,993,965

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,389	千円	千円 5,440	千円 780,545
18,938		1,616	120,900
600			43,760
			19,000
			100,000
			△3,597
	38,300		39,865
21,927	38,300	7,056	1,100,473

## 2 歳 入

1 款 市税  
1 5 款 国庫支出金

1 0 款 地方特例交付金  
1 6 款 県支出金

1 1 款 地方交付税

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	13,859,322	115,537	13,974,859
	1 市民税	6,787,945	115,537	6,903,482
	1 個人	6,192,378	115,537	6,307,915
10	地方特例交付金	98,000	15,639	113,639
	1 地方特例交付金	98,000	15,639	113,639
	1 地方特例交付金	98,000	15,639	113,639
11	地方交付税	4,664,000	△127,763	4,536,237
	1 地方交付税	4,664,000	△127,763	4,536,237
	1 地方交付税	4,664,000	△127,763	4,536,237
15	国庫支出金	5,734,980	15,940	5,750,920
	3 委託金	27,245	400	27,645
	1 総務費委託金	714	400	1,114
	4 国庫交付金	921,698	15,540	937,238
	2 民生費交付金	728,236	15,140	743,376
	3 衛生費交付金	96,662	400	97,062
16	県支出金	2,786,950	5,987	2,792,937
	1 県負担金	1,730,187	3,798	1,733,985
	1 民生費県負担金	1,728,968	3,798	1,732,766

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	115,537	[税務課] 所得割
1 地方特例 交 付 金	15,639	[財政課] 地方特例交付金
1 地方交付税	△127,763	[財政課] 普通交付税
2 戸籍住民 基本台帳費 委 託 金	400	[市民サービス課] 中長期在留者住居地届出等事務費委託金
1 児童福祉費 交 付 金	15,140	[こども未来課] 子どものための教育・保育給付費交付金
1 保健衛生費 交 付 金	400	[健康づくり課] 子ども・子育て支援交付金
2 児童福祉費 負 担 金	3,798	[こども未来課] 子どものための教育・保育給付費負担金

歳 入

16款 県支出金  
21款 諸収入

19款 繰入金

20款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
	2 県補助金	775,894	2,189	778,083
	1 総務費県補助金	5,773	1,989	7,762
	3 衛生費県補助金	34,986	200	35,186
19	繰入金	2,846,079	△100,489	2,745,590
	1 基金繰入金	2,845,074	△100,489	2,744,585
	1 基金繰入金	2,845,074	△100,489	2,744,585
20	繰越金	350,000	1,160,772	1,510,772
	1 繰越金	350,000	1,160,772	1,510,772
	1 繰越金	350,000	1,160,772	1,510,772
21	諸収入	1,644,287	43,833	1,688,120
	5 雑入	1,394,582	43,833	1,438,415
	2 雑入	1,394,328	7,056	1,401,384
	3 過年度収入		36,777	36,777

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 補助金	1,989	[市民サービス課] 元気な愛知の市町村づくり補助金 3,541,291円×1/2 消費者行政活性化事業費補助金	1,770 219
1 保健衛生費 補助金	200	[健康づくり課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金	
1 基 礎 入 金	△100,489	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
1 前 年 度 繰 越 金	1,160,772	[財政課] 前年度繰越金	
11 雑 入	7,056	[ふくし支援課] デジタル基盤改革支援補助金 [市民サービス課] デジタル基盤改革支援補助金	1,616 5,440
1 過 年 度 収 入	36,777	[介護保険課] 令和6年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金 令和6年度分低所得者保険料軽減県費負担金精算金 [ふくし支援課] 令和6年度分障害者自立支援給付費国庫負担金精算金 令和6年度分障害者自立支援給付費県費負担金精算金 令和6年度分生活保護医療扶助費国庫負担金精算金 [こども未来課] 令和6年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金 令和6年度分児童手当費国庫負担金精算金 令和6年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費国庫交付金精算金 令和6年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金 [子育て支援課] 令和6年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金	609 304 11,933 5,966 7,610 19 3,562 1,107 619 584

歳 入

2 1 款 諸収入

2 2 款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
22	市債		2,994,300	38,300	3,032,600
	1	市債	2,994,300	38,300	3,032,600
		6 教育債	1,427,500	38,300	1,465,800
		計	38,826,209	1,167,756	39,993,965

## 21-5-3 過年度収入 [単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
		令和6年度分母子生活支援施設措置費国庫負担金精算金 366
		令和6年度分母子生活支援施設措置費県費負担金精算金 183
		令和6年度分出産・子育て応援交付金国庫負担金精算金 3,915
1小学校債	38,300	[教育課] 保育施設整備事業債

### 3 歳 出

2 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 秘 書 人事費	454,819	1,870	456,689				1,870	12委託料	1,870
2 企画費	1,222,562	16,898	1,239,460				16,898	12委託料	16,898
3 市 民 生活費	37,105	390	37,495	219			171	12委託料	23
								13使用料 及び賃借料	13
								17備 品 購入費	354
5 財政費	126,114	755,387	881,501				755,387	24積立金	755,387
7 布袋駅東 複合公共 施設費	88,708	2,640	91,348				2,640	12委託料	1,287
								17備 品 購入費	1,353
計	3,035,866	777,185	3,813,051	219			776,966		

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔給与管理事業〕	1,870		
・人事給与管理システム改修事業			
12 委託料			
システム改修委託料			地方公務員等共済組合法改正に伴うシステム改修
〔情報システム管理運営事業〕	16,898		
・情報システム管理運営事業			
12 委託料			
定周波定電圧装置等保守委託料			補正後17,624,000円－補正前726,000円
〔消費生活センター事業〕	390		
12 委託料	23		
コンピュータ機器保守委託料			〈特定財源〉
13 使用料及び賃借料	13		県 219千円 消費者行政活性化事業費補助金
セキュリティソフト使用料	3		補正後3,492,000円－補正前3,273,000円
ライセンス使用料	10		
17 備品購入費	354		
パソコン			セキュリティソフト使用料
			補正後8,000円－補正前5,000円
〔財政調整基金管理事業〕	755,387		
24 積立金			
江南市財政調整基金積立金			地方財政法第7条第1項による剰余金の積立
			前年度純繰越額1,510,772,547円×1/2以上
〔布袋駅東複合公共施設維持運営事業〕	2,640		
・布袋駅東複合公共施設維持事業			
12 委託料	1,287		
電話交換機改修委託料			窓口・電話受付時間の見直しに伴う電話交換機の改修
17 備品購入費	1,353		
音声録音装置			

歳出  
2款 総務費  
2項 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	356,384	1,806	358,190				1,806	21補償、 補填及び 賠償金	1,806
計	580,782	1,806	582,588				1,806		

2款 総務費  
3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 戸籍 住民 基本 台帳 費	254,023	9,383	263,406	2,170		5,440	1,773	10需用費	69
								17備品 購入費	3,874
								21補償、 補填及び 賠償金	5,440
計	254,023	9,383	263,406	2,170		5,440	1,773		

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,806	
<b>〔個人賦課事業〕</b> 21 補償、補填及び賠償金 機器借上解約金		地方公共団体情報システム標準化に伴う解約金

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	5,440	
<b>〔戸籍事業〕</b> ・戸籍総合システム改修事業 21 補償、補填及び賠償金 機器借上解約金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 5,440千円 デジタル基盤改革支援補助金 補正後26,714,000円ー補正前21,274,000円 地方公共団体情報システム標準化に伴う解約金
<b>〔外国人登録事業〕</b> 17 備品購入費 パソコン	400	〈特定財源〉 国 400千円 中長期在留者住居地届出等事務費委託金 補正後433,000円ー補正前33,000円
<b>〔住民基本台帳等窓口事業（支所）〕</b> ・スマート窓口推進事業（布袋支所） 10 需用費 消耗品費 事務用 17 備品購入費 窓口受付システム 書かない窓口システム	3,543 69 3,474 1,078 2,396	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 県 1,770千円 3,541,291円×1/2 目的 市民の窓口負担の軽減及び窓口業務の効率化 内容 書かない窓口システム及び窓口受付システムの導入

歳 出  
 3 款 民生費  
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	928,716	2,602	931,318				2,602	22償還金、 利子及び 割引料	2,602
2 介 護 保 険 費	1,461,542	△475	1,461,067				△475	12委 託 料	△475
3 障 害 者 福 祉 費	3,947,347	38,309	3,985,656				38,309	12委 託 料 22償還金、 利子及び 割引料	△838 39,147

説		明	
事	業	備	考
[生活困窮者住居確保給付金給付事業] 22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者住居確保給付費国庫負担金返納金	700	令和6年度分	
[生活困窮者自立相談支援事業] ・生活困窮者自立相談支援事業 22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返納金	1,902 1,384	令和5年度分	
・就労準備支援事業 22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者就労準備支援等事業費国庫補助金返納金	518	令和6年度分	
[介護保険等事業計画策定・推進事業] ・介護保険等事業計画策定事業 12 委託料 介護保険等事業計画策定支援委託料	△475	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 継続費 補正後 令和7年度 2,365千円 令和8年度 1,375千円 補正前 2,840千円 3,910千円	
[障害者手当等支給事業] ・特別障害者手当等支給事業 22 償還金、利子及び割引料 特別障害者手当等給付費国庫負担金返納金	199 195	令和6年度分	
・特別児童扶養手当支給事業 22 償還金、利子及び割引料 特別児童扶養手当支給事務費委託金返納金	4	令和6年度分	
[自立支援給付事業] ・障害者自立支援給付事業 22 償還金、利子及び割引料 障害児通所給付費国庫負担金返納金 障害児通所給付費県費負担金返納金	38,948 31,151 20,767 10,384	令和6年度分	
・障害者自立支援医療給付事業 22 償還金、利子及び割引料 障害者自立支援医療給付費国庫負担金返納金 障害者自立支援医療給付費県費負担金返納金	7,797 5,198 2,599	令和6年度分	

歳 出  
 3款 民生費  
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
4 社 会 保 障 費	3,160,921	20,613	3,181,534				20,613	18負担金、 補助及び 交付金	20,613
計	9,532,020	61,049	9,593,069				61,049		

3-1-3 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明										
事	業	備	考									
<p>〔障害福祉計画等策定事業〕                      ・ 障害福祉計画策定事業                      12 委託料                      業務委託料</p>	<p>△838                      △838</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>継続費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1,296千円</td> <td>2,134千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>656千円</td> <td>1,859千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和7年度	1,296千円	2,134千円	令和8年度	656千円	1,859千円	
	補正後	補正前										
令和7年度	1,296千円	2,134千円										
令和8年度	656千円	1,859千円										
<p>・ 障害者計画策定事業</p>		<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>継続費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>264千円</td> <td>264千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>777千円</td> <td>2,200千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和7年度	264千円	264千円	令和8年度	777千円	2,200千円	
	補正後	補正前										
令和7年度	264千円	264千円										
令和8年度	777千円	2,200千円										
<p>〔後期高齢者医療支援事業〕                      ・ 療養給付事業                      18 負担金、補助及び交付金                      療養給付費負担金</p>	<p>20,613</p>	<p>令和6年度分</p>										

歳出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	6,819,082	61,432	6,880,514	18,938			42,494	18負担金、 補助及び 交付金	23,658
								22償還金、 利子及び 割引料	37,774

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔子ども・子育て支援給付事業〕</b>	
	<b>・特定教育・保育等事業</b>	
18	負担金、補助及び交付金	〈特定財源〉
	施設型給付費	国 15,140千円
	地域型保育給付費	補正後185,623,173円× 60/100
22	償還金、利子及び割引料	－補正前162,886,941円× 59.08/100
	子どものための教育・保育給付費	県 3,798千円
	国庫交付金返納金	補正後185,623,173円× 20/100
	子どものための教育・保育給付費	－補正前162,886,941円× 20.46/100
	県費負担金返納金	
		施設型給付費
		補正後485,466,000円－補正前486,436,000円
		子どものための教育・保育給付費国庫交付金返納金
		子どものための教育・保育給付費県費負担金返納金
		令和6年度分
	<b>・特定子ども・子育て支援等事業</b>	
22	償還金、利子及び割引料	令和6年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金	1,200
	子ども・子育て支援施設等利用給付費県費負担金返納金	66
	<b>〔児童・遺児手当等事業〕</b>	
	<b>・児童手当事業</b>	
22	償還金、利子及び割引料	令和6年度分
	児童手当費国庫負担金返納金	270
	児童手当費県費負担金返納金	3,554
	<b>・児童扶養手当事業</b>	
22	償還金、利子及び割引料	令和6年度分
	児童扶養手当支給費国庫負担金返納金	
	<b>〔養育費確保支援事業〕</b>	
22	償還金、利子及び割引料	令和6年度分
	養育費確保支援事業費国庫補助金返納金	
	<b>〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕</b>	
22	償還金、利子及び割引料	令和6年度分
	母子・父子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金返納金	

歳 出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 子育て 支援費	276,809	1,487	278,296				1,487	22償還金、 利子及び 割引料	1,487
計	7,878,212	62,919	7,941,131	18,938			43,981		

3款 民生費  
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生活 保護費	1,483,041	17,486	1,500,527			1,616	15,870	21補償、 補填及び 賠償金	1,616
								22償還金、 利子及び 割引料	15,870

3-2-2 子育て支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>〔子育て支援センター維持運営事業〕</b> <b>・第1・第2子育て支援センター維持運営事業</b> 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	949	令和6年度分
<b>〔子育て短期支援事業〕</b> 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	45	令和6年度分
<b>〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕</b> 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	262	令和6年度分
<b>〔要保護児童対策事業〕</b> 22 償還金、利子及び割引料 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返納金	231	令和6年度分

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>〔生活保護事業〕</b> 22 償還金、利子及び割引料 生活保護介護扶助費国庫負担金返納金 生活保護生活等扶助費国庫負担金返納金 生活保護費国庫補助金返納金 生活保護費県費負担金返納金	15,690 5,166 8,992 56 1,476	令和6年度分

歳 出  
 3 款 民生費  
 3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,483,041	17,486	1,500,527			1,616	15,870		

4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	919,165	44,360	963,525	600			43,760	11 役 務 費	150
								12 委 託 料	30,727
								19 扶 助 費	61
								22 償還金、 利子及び 割引料	13,422

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明												
事	業	備 考												
	1,616	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉            そ 1,616千円 デジタル基盤改革支援補助金            補正後12,220,000円ー補正前10,604,000円</p> <p>地方公共団体情報システム標準化に伴う解約金</p> <p>継続費</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>9,900千円</td> <td>9,900千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>10,604千円</td> <td>10,604千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>726千円</td> <td></td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和6年度	9,900千円	9,900千円	令和7年度	10,604千円	10,604千円	令和8年度	726千円	
	補正後	補正前												
令和6年度	9,900千円	9,900千円												
令和7年度	10,604千円	10,604千円												
令和8年度	726千円													
	3	令和6年度分												
	177	令和6年度分												

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	41,483	令和6年度分
	11,489	
	52	
	10,512	
	925	

歳出  
 4款 衛生費  
 1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 新型コロナワクチン定期接種事業	29,994	
11 役務費	6	
広域予防接種支払事務手数料		
12 委託料	29,927	
予防接種委託料	29,883	
予防接種済者入力委託料	44	
19 扶助費	61	
予防接種給付費		
〔母子健康管理事業〕	853	
22 償還金、利子及び割引料		令和6年度分
母子保健衛生費国庫補助金返納金		
〔母子保健事業〕	127	
・ 母子保健事業		
22 償還金、利子及び割引料		令和6年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕	1,642	
・ こども家庭センター（母子保健）運営事業	1,060	
12 委託料	800	〈特定財源〉
産後ケア事業委託料		国 400千円
22 償還金、利子及び割引料	260	補正後2,212,000円×1/2－補正前1,412,000円×1/2
子ども・子育て支援国庫交付金返納金	197	県 200千円
母子保健衛生費国庫補助金返納金	63	補正後2,212,000円×1/4－補正前1,412,000円×1/4
		産後ケア事業委託料
		補正後2,212,000円－補正前1,412,000円
		子ども・子育て支援国庫交付金返納金
		母子保健衛生費国庫補助金返納金
		令和6年度分
・ 出産・子育て応援交付金事業	582	
22 償還金、利子及び割引料		令和6年度分
出産・子育て応援国庫交付金返納金		
〔養育医療給付事業〕	111	
22 償還金、利子及び割引料		令和6年度分
未熟児養育医療給付費国庫負担金返納金	9	
未熟児養育医療給付費県費負担金返納金	102	

歳 出  
 4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	960,663	44,360	1,005,023	600			43,760		

7 款 商工費  
 1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	473,275	19,000	492,275				19,000	18負担金、 補助及び 交付金	19,000
計	812,170	19,000	831,170				19,000		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[保健センター維持運営事業] ・保健センター運営事業 11 役務費 電話料 電話架設料	144  138 6	電話料 補正後479,000円ー補正前341,000円	

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[物価高騰対策支援事業] ・江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策 支援事業 18 負担金、補助及び交付金 江南市中小企業等エネルギー価格 高騰対策支援金	19,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後134,000,000円ー補正前115,000,000円	

歳 出  
 8 款 土木費  
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	563,004	100,000	663,004				100,000	14工 事 請 負 費	100,000
計	563,004	100,000	663,004				100,000		

9 款 消防費  
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	463,228	△3,597	459,631				△3,597	10需 用 費	△3,597
計	1,331,790	△3,597	1,328,193				△3,597		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	100,000	
〔道路側溝・舗装等整備事業〕 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費		補正後300,000,000円－補正前200,000,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△3,597	
〔消防団運営事業〕 ・消防団運営事業（非常備） 10 需用費 消耗品費 消防団員被服等貸与品		補正後757,000円－補正前4,354,000円

歳出  
 10款 教育費  
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 教育環境費	41,501	14,569	56,070				14,569	1報酬	9,680
								7報償費	1,595
								10需用費	5
								11役務費	196
								12委託料	3,000
								13使用料及び賃借料	93
3 放課後児童費	195,960	8,938	204,898				8,938	22償還金、 利子及び 割引料	8,938
計	494,188	23,507	517,695				23,507		

10款 教育費  
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	1,370,658	42,581	1,413,239		38,300		4,281	12委託料	1,606
								14工事 請負費	40,975
計	1,370,658	42,581	1,413,239		38,300		4,281		

10-1-2 教育環境費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[いじめ・不登校対策事業] ・いじめ・不登校対策事業 1 報酬 専門委員会委員 専門委員会臨時委員 7 報償費 委員謝礼 10 需用費 消耗品費 一般事業用 11 役務費 郵便料 12 委託料 報告書作成等委託料 13 使用料及び賃借料 会場借上料	14,569 9,680 5,280 4,400 1,595 5 196 3,000 93	委員謝礼 補正後1,995,000円ー補正前400,000円	
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）] ・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成） 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	8,938	令和6年度分	

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[学校施設整備等事業] ・学校施設整備事業 12 委託料 工事監理委託料 14 工事請負費 プール解体工事費	42,581 1,606 40,975	〈特定財源〉 地 38,300千円 42,581,000円×90% 藤里小学校	

歳出  
 10款 教育費  
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	320,002		320,002						
計	526,987		526,987						

10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	235,710	2,423	238,133				2,423	10需用費	2,423
2 学校 給食費	1,701,164	9,654	1,710,818				9,654	16公有財産 購入費	9,654
計	1,936,874	12,077	1,948,951				12,077		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔図書館維持運営事業〕</b> ・ 図書館指定管理事業	図書館指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和12年度 限度額 725,900千円

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔スポーツプラザ維持運営事業〕</b> 567 ・ スポーツセンター・武道館維持運営事業 10 需用費 修繕料 施設	補正後1,940,000円－補正前1,373,000円
<b>〔都市公園等運動施設維持運営事業〕</b> 1,856 ・ グランド施設維持運営事業 10 需用費 修繕料 インフラ施設	補正後2,066,000円－補正前210,000円
<b>〔給食調理事業〕</b> 9,654 ・ 給食調理事業 16 公有財産購入費 新学校給食センター建物取得費	補正後160,863,000円－補正前151,209,000円



令和7年議案第87号

令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,318,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1	千円 8,338	千円 8,339
	1 国庫補助金	1	8,338	8,339
7 繰越金			11,705	11,705
	1 繰越金		11,705	11,705
歳入合計		8,298,217	20,043	8,318,260

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 228	千円 11,705	千円 11,933
	1 基金積立金	228	11,705	11,933
8 総務費			8,338	8,338
	1 総務管理費		8,338	8,338
歳 出 合 計		8,298,217	20,043	8,318,260

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1	千円 8,338	千円 8,339
7 繰越金		11,705	11,705
歳入合計	8,298,217	20,043	8,318,260

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 基金積立金	千円 228	千円 11,705	千円 11,933
8 総務費		8,338	8,338
歳出合計	8,298,217	20,043	8,318,260

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 11,705
8,338			
8,338			11,705

## 2 歳 入

### 2 款 国庫支出金

### 7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1	8,338	8,339
	1 国庫補助金	1	8,338	8,339
	2 子ども・子育て 支援事業費補助金		8,338	8,338
7	繰越金		11,705	11,705
	1 繰越金		11,705	11,705
	1 その他繰越金		11,705	11,705
	計	8,298,217	20,043	8,318,260

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 子ども・子育て 支援事業費 補助金	8,338	子ども・子育て支援事業費補助金 8,338,000円×10/10
1 その他 繰越金	11,705	その他繰越金

### 3 歳 出

4 款 基金積立金  
1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	228	11,705	11,933				11,705	24積立金	11,705
計	228	11,705	11,933				11,705		

8 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般管理費		8,338	8,338	8,338				12委託料	8,338
計		8,338	8,338	8,338					

4-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[保険給付事業] ・国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金積立 金	11,705

8-1-1 一般管理費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[国民健康保険システム改修事業] ・国民健康保険システム改修事業（賦課） 12 委託料 システム改修委託料	8,338  ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★  〈特定財源〉 国 8,338千円 8,338,000円×10/10  国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の算定に伴う システム改修



令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,374,061千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 1	千円 275,110	千円 275,111
	1 繰越金	1	275,110	275,111
歳入合計		9,098,951	275,110	9,374,061

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 2,288	千円 238,419	千円 240,707
	1 基金積立金	2,288	238,419	240,707
6 諸 支 出 金		1,500	36,691	38,191
	1 償還金及び還付加算金	1,500	36,691	38,191
歳 出 合 計		9,098,951	275,110	9,374,061

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰越金	千円 1	千円 275,110	千円 275,111
歳入合計	9,098,951	275,110	9,374,061

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 基金積立金	千円 2,288	千円 238,419	千円 240,707
6 諸支出金	1,500	36,691	38,191
歳出合計	9,098,951	275,110	9,374,061

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 238,419
			36,691
			275,110

## 2 歳 入

### 7 款 繰越金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
7	繰越金		1	275,110	275,111
	1	繰越金	1	275,110	275,111
		1 繰越金	1	275,110	275,111
計			9,098,951	275,110	9,374,061

[単位：千円]

節		金額	説明
区	分		
1 前 繰	年 越	275,110	[介護保険課] 前年度繰越金

### 3 歳 出

3 款 基金積立金  
1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	2,288	238,419	240,707				238,419	24積立金	238,419
計	2,288	238,419	240,707				238,419		

6 款 諸支出金  
1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金及び還付加算金	1,500	36,691	38,191				36,691	22償還金、 利子及び 割引料	36,691
計	1,500	36,691	38,191				36,691		

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業]	238,419		
・介護保険事業基金積立事業			
24 積立金			
江南市介護保険事業基金積立金			

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業]	36,691		
・介護給付費等返納事業			
22 償還金、利子及び割引料			令和6年度分
介護給付費国庫負担金返納金	7,391		
介護給付費県費負担金返納金	12,637		
介護給付費支払基金交付金返納金	11,765		
介護予防・日常生活支援総合事業	717		
費国庫補助金返納金			
介護予防・日常生活支援総合事業	448		
費県費補助金返納金			
介護予防・日常生活支援総合事業	968		
費支払基金交付金返納金			
包括的支援事業・任意事業費国庫	1,843		
補助金返納金			
包括的支援事業・任意事業費県費	922		
補助金返納金			



令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,767,701 千円	2,564 千円	1,770,265 千円
第2項 営業外収益	214,655 千円	2,564 千円	217,219 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,489,678 千円	△ 2,526 千円	1,487,152 千円
第2項 営業外費用	22,701 千円	△ 2,526 千円	20,175 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額679,126千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,278千円」に、「過年度分損益勘定留保資金478,880千円」を「過年度分損益勘定留保資金505,468千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,246千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,810千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	372,939 千円	△ 28,209 千円	344,730 千円
第5項 補助金	67,880 千円	△ 28,209 千円	39,671 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,052,065 千円	943 千円	1,053,008 千円
第2項 企業債償還金	107,145 千円	943 千円	108,088 千円

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,767,701	2,564	1,770,265
	2 営業外収益		214,655	2,564	217,219
		5 消費税及び地方消費税 還 付 金	2,168	2,564	4,732

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,489,678	△ 2,526	1,487,152
	2 営業外費用		22,701	△ 2,526	20,175
		1 支払利息及び企業債 取 扱 諸 費	22,700	△ 2,526	20,174

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			372,939	△ 28,209	344,730
	5 補 助 金		67,880	△ 28,209	39,671
		1 国 庫 補 助 金	67,400	△ 28,209	39,191

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,052,065	943	1,053,008
	1 建 設 改 良 費		942,920		942,920
		2 水 道 建 設 改 良 費	879,104		879,104
	2 企 業 債 償 還 金		107,145	943	108,088
		1 企 業 債 償 還 金	107,145	943	108,088

令和7年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	215,976
	減価償却費	459,827
	固定資産除却費	12,200
	引当金の増減額（△は減少）	△ 1,849
	長期前受金戻入額	△ 136,567
	受取利息及び受取配当金	△ 806
	支払利息	20,174
	未収金の増減額（△は増加）	13,851
	たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,996
	未払金の増減額（△は減少）	△ 4,318
	小計	575,492
	利息及び配当金の受取額	806
	利息の支払額	△ 20,174
	業務活動によるキャッシュ・フロー	556,124
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 884,972
	有形固定資産の売却による収入	2
	分担金及び負担金による収入	177,812
	補助金等による収入	42,235
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 664,923
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855
	資金増加額（又は減少額）	△ 65,944
	資金期首残高	1,000,310
	資金期末残高	934,366



令和7年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		242,246
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 196,031	167,603
	ハ 構築物	22,778,000	
	減価償却累計額	△ 11,438,748	11,339,252
	ニ 機械及び装置	2,222,189	
	減価償却累計額	△ 1,641,737	580,452
	ホ 車両運搬具	14,008	
	減価償却累計額	△ 11,490	2,518
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,705	589
	ト 建設仮勘定		92,475
	有形固定資産合計		12,425,135
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,426,527
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		934,366
	(2) 未収金	307,126	
	貸倒引当金	△ 500	306,626
	(3) 貯蔵品		598
	流動資産合計		1,241,590
	資産合計		13,668,117

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,174	
	企業債合計	<u>1,622,174</u>	1,622,174
	固定負債合計		1,622,174
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計		108,652
	(2) 未払金		123,309
	(3) 引当金		
	賞与引当金	10,004	
	引当金合計		10,004
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>245,630</u>
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		6,862,801
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計		<u>3,538,388</u>
	負債合計		<u><u>5,406,192</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計		7,117,019
7	剰 余 金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計		358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	786,620	
	利益剰余金合計		<u>786,620</u>
	剰余金合計		1,144,906
	資本合計		<u>8,261,925</u>
	負債資本合計		<u><u>13,668,117</u></u>

# 令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

## 収益的収入及び支出

### 収入

#### 1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,767,701	2,564	1,770,265		
	2	営業外収益	214,655	2,564	217,219		
		5 消費税及び地方消費税還付金	2,168	2,564	4,732	1 消費税及び地方消費税還付金	2,564

### 支 出

#### 1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,489,678	△ 2,526	1,487,152		
	2	営業外費用	22,701	△ 2,526	20,175		
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	22,700	△ 2,526	20,174	50 企業債利息	△ 2,526

[単位：千円]

説	明
消費税及び地方消費税還付金	

1-2-1 支払利息及び企業債取扱諸費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[企業会計管理事業]	△ 2,526		
・企業債償還（利息）事業			
50 企業債利息		補正後20,174,000円－補正前22,700,000円	

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

### 収 入

1 款 資 本 的 収 入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的収入	372,939	△ 28,209	344,730		
	5	補助金	67,880	△ 28,209	39,671		
		1 国庫補助金	67,400	△ 28,209	39,191	1 国庫交付金	△ 28,209

### 支 出

1 款 資 本 的 支 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	1,052,065	943	1,053,008		
	1	建設改良費	942,920		942,920		
		2 水道建設改良費	879,104		879,104	24 工事請負費	
	2	企業債償還金	107,145	943	108,088		
		1 企業債償還金	107,145	943	108,088	53 企業債償還金	943

[単位：千円]

説	明
社会資本整備総合交付金（防災・安全）	

1-1-2 水道建設改良費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔基幹管路更新事業〕</b> ・ 基幹管路更新工事事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★  （財源更正）  〈特定財源〉 国 △28,209千円 補正後117,573,000円×1/3－補正前202,200,000円×1/3
<b>〔企業会計管理事業〕</b> <span style="float: right;">943</span> ・ 企業債償還（元金）事業 53 企業債償還金	補正後108,088,000円－補正前107,145,000円

令和7年議案第90号

令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第91号

令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第92号

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年  
度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査  
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第93号

令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第94号

令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第95号

令和6年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和6年度江南市水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度江南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年議案第96号

令和6年度江南市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和6年度江南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年報告第13号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

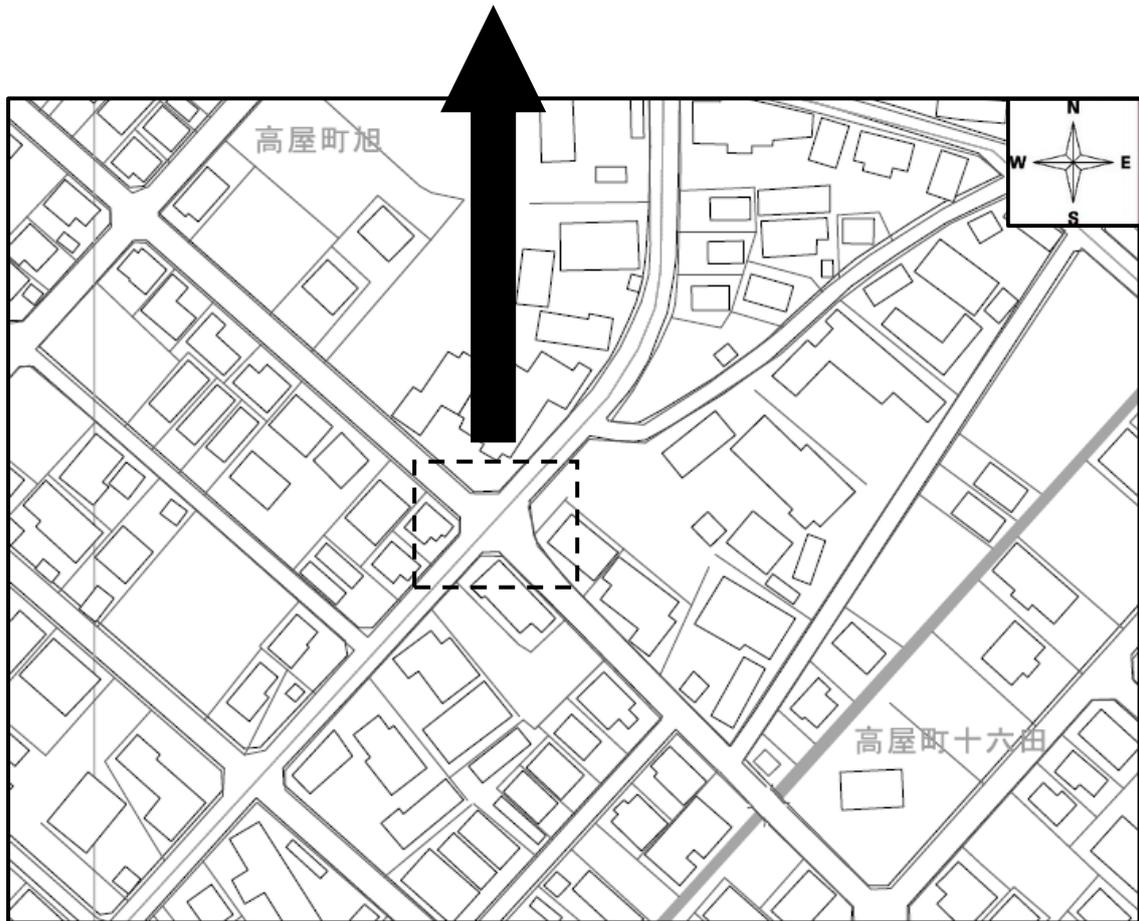
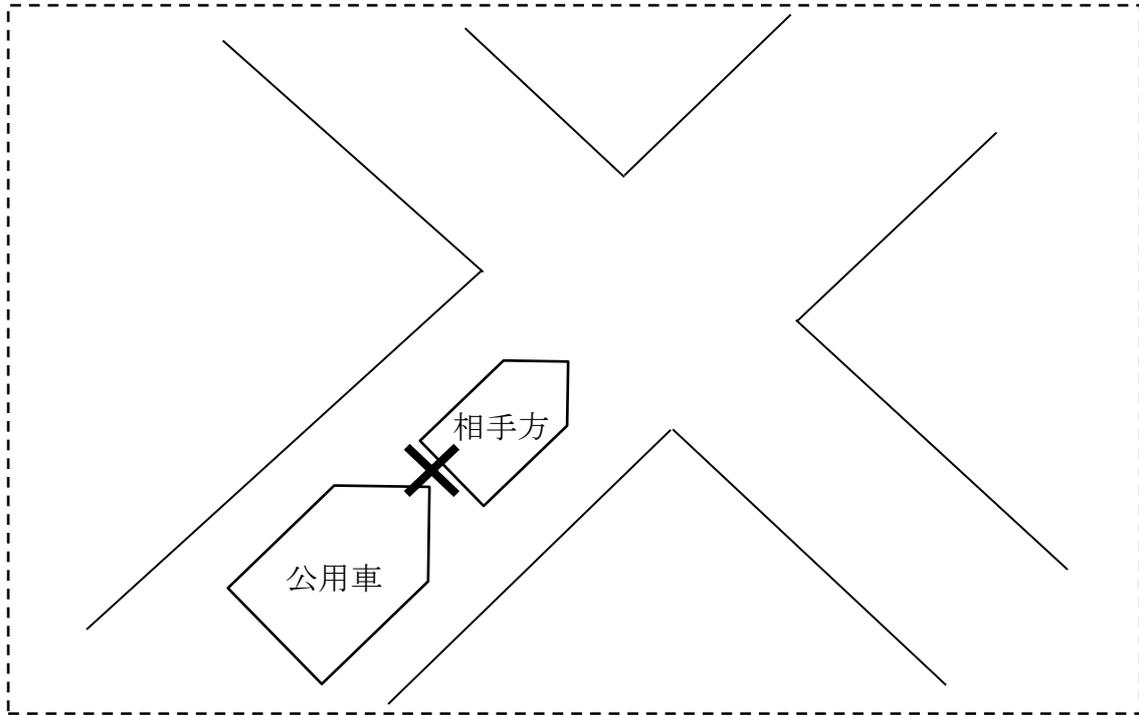
令和7年8月11日

江南市長 澤田 和延

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年7月9日（水）<br>午前9時15分ごろ   |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市高屋町旭91番地4 東側交差点   |
| 3 | 市側     | 介護保険課 会計年度任用職員   |
| 4 | 相手方    | 市外事業者  |
| 5 | 事故の概要  | 訪問先宅へ移動中の交差点において、前方を走行していた原動機付自転車が一時停止したことに気付くことが遅れたため、相手方車両に追突し、車両後部を損傷させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 271,315円<br>相手方 金 90,804円  |
| 7 | 過失割合   | 江南市 100%<br>相手方 0%   |
| 8 | 損害賠償額  | 修繕費 金 90,804円  |

(参 考)

事故現場説明図 (江南市高屋町旭 9 1 番地 4 東側交差点)





令和7年報告第14号

令和6年度江南市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
2	1	市勢要覧 作成事業	令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			5	3,432,000	0	0	0	3,432,000	3,432,000	0	0	0	3,432,000	0	0	0	0	0
			6	308,000	0	0	0	308,000	308,000	0	0	0	308,000	0	0	0	0	0
			計	3,740,000	0	0	0	3,740,000	3,740,000	0	0	0	3,740,000	0	0	0	0	0

令和7年報告第15号

令和6年度江南市水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左の財源内訳				支払義務発生額	左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳			
					企業債	国・県支出金	損益勘定留保資金	水道事業収 益		企業債	国・県支出金	損益勘定留保資金	水道事業収 益		企業債	国・県支出金	損益勘定留保資金	水道事業収 益
			令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	水道事業費用	水道料金改定検討事業	5	6,094,000	0	0	0	6,094,000	6,094,000	0	0	0	6,094,000	0	0	0	0	
			6	2,134,000	0	0	0	2,134,000	2,134,000	0	0	0	2,134,000	0	0	0	0	
			計	8,228,000	0	0	0	8,228,000	8,228,000	0	0	0	8,228,000	0	0	0	0	

令和7年報告第16号

令和6年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和6年度江南市土地開発公社事業報告書

### 1. 事業の概況

#### 公有地売却事業

公有地売却事業の契約実績は、次のとおりでありました。

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

事業名	契 約 高		備 考
	面積 (㎡)	金額 (円)	
鉄道高架仮線用地及び代替地	1,181.60	85,985,182	市
計	1,181.60	85,985,182	

### 2. 庶務に関する事項

#### (1) 理事会の開催

議案番号	件 名	開催及び提出年月日	議 決 年 月 日
令和6年議案第4号	令和5年度事業報告の認定	令和6年 5月16日	令和6年 5月16日
令和6年議案第5号	令和5年度決算の認定		
令和7年議案第1号	令和7年度予算	令和7年 3月28日	令和7年 3月28日
令和7年議案第2号	令和7年度資金計画		

#### (2) 監査の実施

開 催 日	内 容	備 考
令和6年 4月18日	令和5年度決算監査	

令和6年度江南市土地開発公社決算書

令和6年度江南市土地開発公社決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比 べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計			
第1款 事業収益	86,336,000	0	86,336,000	86,335,246	△ 754	
第1項 公有地取得事業収益	85,986,000	0	85,986,000	85,985,182	△ 818	
第2項 附帯等事業収益	350,000	0	350,000	350,064	64	
第2款 事業外収益	21,000	0	21,000	22,019	1,019	
第1項 受取利息	1,000	0	1,000	1,519	519	
第2項 有価証券利息	20,000	0	20,000	20,500	500	
計	86,357,000	0	86,357,000	86,357,265	265	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	合 計			
第1款 事業原価	85,986,000	0	0	85,986,000	85,985,182	818	
第1項 公有地取得事業原価	85,986,000	0	0	85,986,000	85,985,182	818	
第2款 販売費及び一般管理費	161,000	0	0	161,000	136,250	24,750	
第1項 販売費及び一般管理費	161,000	0	0	161,000	136,250	24,750	
計	86,147,000	0	0	86,147,000	86,121,432	25,568	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					決 算 額	予 算 額 に 比 較 した 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	繰越額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額	不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	繰越額	合 計				
第1款 資本的支出	85,986,000	0	0	85,986,000	0	85,986,000	85,985,182	0	818	
第1項 借入金償還金	85,986,000	0	0	85,986,000	0	85,986,000	85,985,182	0	818	
計	85,986,000	0	0	85,986,000	0	85,986,000	85,985,182	0	818	

資本的収入が資本的支出に対して不足する額  
85,985,182円は、当年度分損益勘定留保資金  
85,985,182円で補填した。

令和6年度江南市土地開発公社損益計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

		(単位：円)
1. 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	85,985,182	
(2) 附帯等事業収益	<u>350,064</u>	86,335,246
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>85,985,182</u>	<u>85,985,182</u>
(事業総利益)		350,064
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>136,250</u>	<u>136,250</u>
(事業利益)		213,814
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	1,519	
(2) 有価証券利息	<u>20,500</u>	<u>22,019</u>
当期純利益		<u><u>235,833</u></u>

令和6年度江南市土地開発公社貸借対照表  
(令和7年3月31日)

		(単位：円)
(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,583,609	
(2) 公有用地	375,391,172	
(3) 代替地	<u>0</u>	
流動資産合計		376,974,781
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資産合計		<u><u>386,974,781</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	550	
(2) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		550
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,310,766</u>	
固定負債合計		<u>374,310,766</u>
負債合計		<u><u>374,311,316</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		10,000,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,427,632	
(2) 当期純利益	<u>235,833</u>	
準備金合計		<u>2,663,465</u>
資本合計		<u>12,663,465</u>
負債・資本合計		<u><u>386,974,781</u></u>

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
公有用地、代替地・・・個別法による原価法。

令和6年度江南市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業収入	85,985,182	
その他の事業収入	350,064	
人件費支出	△ 11,400	
その他の業務支出	△ 124,850	
小 計	<u>86,198,996</u>	
利息の受取額	1,519	
有価証券利息の受取額	20,500	
小 計	<u>22,019</u>	
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>86,221,015</u>	
2. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	0	
借入金の返済による支出	△ 85,985,182	
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 85,985,182</u>	
3. 現金及び現金同等物増減額	<u>235,833</u>	
4. 現金及び現金同等物期首残高	<u>1,347,776</u>	
5. 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>1,583,609</u></u>	

令和6年度江南市土地開発公社財産目録

(令和7年3月31日)

(単位：円)

区 分		内 訳		金 額
		摘 要	金 額	
(資産の部) 流 動 資 産	現金及び預金	普 通 預 金		
		三 菱 U F J 銀 行	1,583,609	1,583,609
	公 有 用 地	(㎡) 7,762.60	375,391,172	
	代 替 地	(㎡) 0.00	0	
流 動 資 産 計				376,974,781
固 定 資 産	投 資 有 価 証 券	岡 山 県 平 成 2 8 年 度 第 2 回 公 募 公 債	10,000,000	
	固 定 資 産 計			10,000,000
資 産 の 部 合 計				386,974,781
(負債の部) 流 動 負 債	未 払 金	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	550	550
		短 期 借 入 金		
	流 動 負 債 計			550
固 定 負 債	長 期 借 入 金	江 南 市 土 地 開 発 基 金	374,310,766	
	固 定 負 債 計			374,310,766
負 債 の 部 合 計				374,311,316
差 引 純 資 産				12,663,465

令和6年度江南市土地開発公社預金明細書

(令和7年3月31日)  
(単位：円)

区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
普通預金	三菱UFJ銀行	1,583,609	1,583,609
合 計		1,583,609	1,583,609

令和6年度江南市土地開発公社有価証券明細書

(令和7年3月31日)  
(単位：円)

区 分	内 訳		摘 要
	摘 要	金 額	
地 方 債	基本財産 岡山県平成28年度 第2回公募公債	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和6年度江南市土地開発公社資本金明細書

(令和7年3月31日)  
(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基本財産	江南市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和6年度江南市土地開発公社借入金明細書

(令和7年3月31日)  
(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
江南市 土地開発基金	無利息	460,295,948	0	85,985,182	374,310,766
合 計		460,295,948	0	85,985,182	374,310,766

令和6年度江南市土地開発公社収益費用明細書

収益の部

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考	
1. 事業収益				86,335,246		
	1. 公有地取得事業収益	1. 公有用地売却収益		85,985,182		
			1. 公有用地売却収益	85,985,182	鉄道高架仮線用地及び代替地	
	2. 附帯等事業収益	1. 保有土地賃貸等収益		350,064		
			1. 土地貸付収益	350,064		
2. 事業外収益				22,019		
	1. 受取利息			1,519		
		1. 受取利息		1,519		
		1. 受取利息		1,519	利息	
	2. 有価証券利息				20,500	
		1. 有価証券利息			20,500	
			1. 有価証券利息		20,500	岡山県平成28年度第2回公募公債
合計				86,357,265		

費用の部

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
1. 事業原価				85,985,182	
	1. 公有地取得事業原価	1. 公有用地売却原価		85,985,182	
			1. 公有用地売却原価	85,985,182	鉄道高架仮線用地及び代替地
2. 販売費及び一般管理費	1. 販売費及び一般管理費	1. 経費		136,250	
				136,250	
			1. 報酬	11,400	監事報酬 5,700円×2回
			8. 旅費	0	
			10. 需用費	0	
			12. 役務費	550	残高証明書発行手数料
			26. 公租公課	124,300	法人市民税均等割 50,000円 法人県民税均等割 21,000円 固定資産税 53,300円
			合計		

令和6年度江南市土地開発公社資本の収入支出明細書

支 出

(単位：円)

款	項	目	節	支出済額	備考
1. 資本の支出				85,985,182	
	1. 借入金償還金			85,985,182	
		1. 償還金		85,985,182	
			1. 償還金	85,985,182	鉄道高架仮線用地及び代替地
合 計				85,985,182	

令和6年度江南市土地開発公社公有用地造成原価計算書

	自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	
		(単位：円)
1. 直接費		
(1) 支払利息		0
計		0
<hr/>		
公有用地造成原価		0
前年度末未処分用地		375,391,172
公有用地売却原価		0
未処分用地		375,391,172

令和6年度江南市土地開発公社代替地造成原価計算書

	自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	
		(単位：円)
1. 直接費		
(1) 支払利息		0
計		0
<hr/>		
代替地造成原価		0
前年度末未処分用地		85,985,182
代替地売却原価		85,985,182
未処分用地		0

令和6年度 江南市土地開発公社公有用地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	金額	面積	用地・補償費
県道一宮舟津線用地	S54. 6. 11	9,200	2,121.00	65,757,759		
水と緑のふるさとづくり事業用地 (小杣、鹿子島)	H 3. 12. 16 ～	32,150	3,706.21	135,019,641		
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」 (江南緑地公園(木曾川左岸グラウンド))用地	H 3. 10. 28 ～	31,500	881.61	35,949,249		
江南駅前用地	S46. 1. 7 S58. 5. 28	55,412 251,740	351.78	130,707,751		
江南緑地公園(中般若)用地	H 9. 2. 28	10,000	702.00	7,956,772		
合計			7,762.60	375,391,172		

令和6年度 江南市土地開発公社代替地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	金額	面積	用地・補償費
鉄道高架仮線用地及び代替地	S61. 12. 8	40,000	1,181.60	85,985,182		
合計			1,181.60	85,985,182		

総合計	期首残高		当期	
	面積	金額	面積	用地・補償費
	8,944.20	461,376,354		

(参考) 土地開発基金

事業名
県道一宮舟津線用地
水と緑のふるさとづくり事業用地(小杣・鹿子島)
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」(江南緑地公園(木曾川左岸グラウンド))用地
江南駅前用地
江南緑地公園(中般若)用地
鉄道高架仮線用地及び代替地
合計

準備金(内部留保資金)

事業名
県道一宮舟津線用地
合計

令和7年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

工事費・ 測量試験費	増 加 高			当 期 減 少 高		期 末 残 高	
	諸 経 費	支 払 利 息	計	面 積	金 額	面 積	金 額
						2,121.00	65,757,759
						3,706.21	135,019,641
						881.61	35,949,249
						351.78	130,707,751
						702.00	7,956,772
						7,762.60	375,391,172

令和7年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

工事費・ 測量試験費	増 加 高			当 期 減 少 高			期 末 残 高	
	諸 経 費	支 払 利 息	計	減 少 高		評 価 減 金 額	面 積	金 額
				面 積	金 額			
				1,181.60	85,985,182	0	0.00	0
				1,181.60	85,985,182	0	0.00	0

令和7年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

工事費・ 測量試験費	増 加 高			当 期 減 少 高			期 末 残 高	
	諸 経 費	支 払 利 息	計	面 積	金 額	評 価 減 金 額	面 積	金 額
				1,181.60	85,985,182		7,762.60	375,391,172

令和7年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
2,086.15	64,677,353					2,086.15	64,677,353
3,706.21	135,019,641					3,706.21	135,019,641
881.61	35,949,249					881.61	35,949,249
351.78	130,707,751					351.78	130,707,751
702.00	7,956,772					702.00	7,956,772
1,181.60	85,985,182			1,181.60	85,985,182	0.00	0
8,909.35	460,295,948			1,181.60	85,985,182	7,727.75	374,310,766

令和7年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406

令和7年4月18日

江南市土地開発公社

理事長 本多弘樹 様

江南市土地開発公社

監事 大脇 正

監事 梶田 博志

令和6年度江南市土地開発公社決算及び付属明細書について、監査した結果を次のとおり報告する。

1. 監査対象

令和6年度江南市土地開発公社決算

2. 監査実施日

令和7年4月18日

3. 監査のために提出された書類

事業報告書 決算報告書 損益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書  
財産目録 預金明細書 有価証券明細書 資本金明細書 借入金明細書  
収益費用明細書 公有用地造成原価計算書 代替地造成原価計算書  
公有用地明細表 代替地明細表 総勘定元帳 予算差引簿 仕訳伝票  
公有地台帳 旅行命令簿 残高明細書 借入金台帳

4. 令和6年度江南市土地開発公社決算について監査の結果、会計諸規定に準拠して作成されており、同年度の経営成績及び同年度末日における財政状況が適正に表示されていることを認める。

令和7年報告第17号

令和6年度江南市健全化判断比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和6年度江南市健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 12.43 )	— ( 17.43 )	3.2 ( 25.0 )	— ( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は早期健全化基準を記載する。

7 江監第38号  
令和7年8月21日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉知 義治

江南市監査委員 東 猴 史 緒



令和6年度江南市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度江南市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和6年度 江南市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.43 %
② 連結実質赤字比率	—	—	17.43 %
③ 実質公債費比率	3.2 %	3.2 %	25.0 %
④ 将来負担比率	—	—	350.0 %

備考 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和6年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和6年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ③ 実質公債費比率について

令和6年度は3.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

##### ④ 将来負担比率について

令和6年度は算定されなかったため、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 健全化判断比率の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 20,681,027 \text{ 千円}}$$

〔－〕

※実質赤字比率がない場合は「－」で記載

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）	0 + (0 + 0) =	0 千円
・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	-----	0 千円
・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	-----	0 千円
・事業繰延額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	-----	0 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 20,681,027 \text{ 千円}}$$

〔－〕

※連結実質赤字比率がない場合は「－」で記載

(連結実質収支額 3,418,499 千円…連結実質赤字額なし)

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	-----	0 千円
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額	-----	0 千円
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	---	1,811,321 千円
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額	-----	1,607,178 千円

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 604,706 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 18,909,597 \text{ 千円}}$$

3.2 (%) の3ヵ年平均

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外への特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

【参考】

(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(3年計)
3.53443 (%)	3.14339 (%)	3.19788 (%)	9.87570 (%)
			→ <u>3.2 (%)</u> (3.29190%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 18,909,597 \text{ 千円}}$$

〔－〕

※将来負担比率が算定されない場合は「－」で記載

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

31,515,518 千円・・・(イ～チまで加算したもの)

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高	-----	21,868,128 千円
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）	-----	0 千円
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	-----	5,289,886 千円
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	-----	277,146 千円
ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する退職手当要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	-----	4,080,358 千円
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	-----	0 千円
ト 連結実質赤字額	-----	0 千円
チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	-----	0 千円

○将来負担額から控除されるもの 35,705,004 千円・・・(リ～ルまで加算したもの)

リ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金	-----	9,079,895 千円
ヌ 特定財源見込額	-----	5,342,909 千円
うち都市計画税	-----	5,342,909 千円
ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	-----	21,282,200 千円

令和7年報告第18号

令和6年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和6年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

7 江監第 3 9 号  
令和 7 年 8 月 2 1 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員

倉 知 義 治

江南市監査委員

東 猴 史 純



令和 6 年度江南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度江南市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和6年度 江南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和6年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 水道事業会計資金不足比率の概要について

〔 - 〕	→	0千円
資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	$\frac{\quad}{1,354,445 \text{ 千円}}$

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（ニ）  
 ＝ △1,347,301 千円

（剰余金 1,347,301 千円…資金の不足額なし）

イ	流動負債の額	498,163 千円
ロ	控除企業債等	108,087 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	
	.....	0 千円
ニ	流動資産の額	1,737,377 千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）  
 ＝ 1,354,445 千円

ホ	営業収益の額	1,385,238 千円
ヘ	受託工事収益の額	30,793 千円

令和7年報告第19号

令和6年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和6年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

7 江監第 4 0 号  
令和 7 年 8 月 2 1 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員

倉 知 義 治



江南市監査委員

東 猴 史 緒

令和 6 年度江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度江南市下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和6年度 江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和6年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 下水道事業会計資金不足比率の概要について

〔 - 〕			
資金不足比率＝	資金の不足額	→	0千円
	事業の規模	→	448,569千円

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（二）  
 ＝ △259,877千円

（剰余金 259,877千円・・・資金の不足額なし）

イ	流動負債の額	1,002,340千円
ロ	控除企業債等	736,603千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	
	.....	0千円
二	流動資産の額	525,614千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）  
 ＝ 448,569千円

ホ	営業収益の額	448,569千円
ヘ	受託工事収益の額	0千円